

評価書（個票）

事務・事業名	身体障害者補助犬（介助犬・聴導犬）の認定事務	担当課 （担当課長）	障害保健福祉部企画課自立支援振興室（自立支援振興室長 吉田 正則）	
根拠法令等	身体障害者補助犬法（平成 14 年 5 月 29 日法律第 49 号）第 15 条第 1 項	類型	その他	
		指定等の形態	指定	
事務・事業の概要	<p>○ 事務・事業の創設趣旨 身体障害者補助犬（盲導犬、介助犬及び聴導犬）は、身体障害者の自立と社会参加に多大な貢献をしているところであるが、法的根拠がないため、公共施設等への同伴が難しい実態であった。これを解消するため、平成 14 年 5 月に議員立法により「身体障害者補助犬法」が制定され良質な身体障害者補助犬の育成が推進されるとともに、身体障害者が公共施設等を利用する場合に身体障害者補助犬の同伴を原則として拒めないものとし、身体障害者の自立と社会参加の促進を図るものとされている。</p> <p>○ 事務・事業の概要 厚生労働大臣は、身体障害者補助犬の訓練又は研究を目的とする一般社団法人、一般財団法人又は社会福祉法人（以下「社会福祉法人等」という。）であって身体障害者補助犬の認定業務を適切に行うことができるものを「指定法人」として指定することができることとされている。）指定法人は身体障害者補助犬とするために育成された犬であって申請があったものについて、身体障害者が同伴して不特定多数の者が利用する施設等を利用する場合において他人に迷惑を及ぼさないことその他適切な行動を取る能力を有すると認める場合は、身体障害者補助犬としての認定を行う。</p>			
事務・事業の目的	良質な身体障害者補助犬の育成及びこれを使用する身体障害者の公共施設等の利用の円滑化を図り、身体障害者の自立及び社会参加の促進に寄与すること。			
関連する政策目標	—			
関連する業績指標	—			
指標の目標値等	—			
法人の指定等の状況	別紙のとおり。			
指定・登録等の基準に対するよくあるお問い合わせと回答	特になし。			
料金等・積算根拠	別紙のとおり。			
事務・事業の実績	<p>○ 実績（平成 26 年度） 年間認定件数 16 件 （社会福祉法人横浜市リハビリテーション事業団分 1 件、社会福祉法人兵庫県社会福祉事業団 2 件、社会福祉法人名古屋市総合リハビリテーション事業団 1 件、</p>			

	<p>社会福祉法人日本介助犬福祉協会 2 件、社会福祉法人日本聴導犬協会 2 件、公益財団法人日本補助犬協会 8 件)</p> <p>○ 事業収入（平成 26 年度） 認定審査料 710 千円 （社会福祉法人横浜市リハビリテーション事業団分 0 千円、社会福祉法人兵庫県社会福祉事業団 0 千円、社会福祉法人名古屋市総合リハビリテーション事業団 50 千円、社会福祉法人日本介助犬福祉協会 160 千円、社会福祉法人日本聴導犬協会 0 千円、公益財団法人日本補助犬協会 500 千円）</p>
<p>国からの補助金等</p>	<p>—</p>
<p>事務・事業の見直し状況（これまでの検証）</p>	<p>○ 身体障害者補助犬法の一部を改正する法律（平成 19 年 12 月 5 日法律第 126 号）</p> <p>身体障害者補助犬法を一部改正し、身体障害者補助犬を使用する身体障害者の施設等の利用の更なる円滑化を図るため、障害者雇用事業主にその事業所又は事務所に勤務する身体障害者の当該事業所又は事務所における身体障害者補助犬の使用を受け入れることを義務付けるとともに、都道府県知事が施設等における身体障害者による身体障害者補助犬の同伴又は使用に関する苦情を処理することとした。</p>
<p>事務・事業の必要性等・有効性</p>	<p>○ 必要性 良質な身体障害者補助犬の質の担保を図るうえで必要な事業である。</p> <p>○ 妥当性 身体障害者補助犬とするために育成された犬であって申請があったものについて、身体障害者が同伴して不特定多数の者が利用する施設等を利用する場合において他人に迷惑を及ぼさないことその他適切な行動を取る能力を有すると認める場合にのみ、その旨の認定を行うことは、良質な身体障害者補助犬の質の担保に寄与し、妥当である。</p> <p>○ 有効性 厚生労働大臣が指定した身体障害者補助犬の訓練又は研究を目的とする社会福祉法人等が、身体障害者補助犬の認定業務を適切に行うことにより、良質な身体障害者補助犬の育成が促され、これを使用する身体障害者の公共施設等の利用の円滑化が図られ、身体障害者の自立及び社会参加の促進に寄与するため、有効である。</p>
<p>事務・事業の執行体制の妥当性</p>	<p>○ 指定等を行う妥当性 現状では、身体障害者補助犬の認定に関する業務を国が実施するための組織や職員がいない。実施する場合は身体障害者補助犬及びその訓練に係る知見のある職員の確保及び養成が必要であるが、経費等の面で実行困難と考える。そのため、身体障害者補助犬の認定業務を適切に行うことができるものを「指定法人」として指定することとしている。</p> <p>○ 事務・事業実施主体の適格性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 適正な法人運営がなされていること ・ 身体障害者補助犬の訓練の業務又は研究の業務を適正に行っていること ・ 認定業務を行うために必要な経理的基礎を有すること ・ 身体障害者補助犬の訓練の業務その他認定業務以外の業務を行うことにより、認定業務は不公正になるおそれがないこと ・ 認定業務を適切かつ確実にを行うために必要な知識経験及び技能を有する者により構成された審査委員会が置かれていること ・ 苦情の解決のための体制が整備されていること

	<p>上記をすべて満たす法人のみを指定等法人として指定しており、指定基準として妥当である</p> <p>指定等法人として認定業務を行うためには、上述の指定基準を全て満たしている法人のみが実施できる。また、認定業務を適切かつ確実に行うためには、必要な知識経験及び技能を有する者により構成された審査委員会（身体障害者補助犬の訓練を行う者、医師、獣医師、社会福祉士等で構成）が行わなければならないとされているため、認定能力があると認める法人のみを指定している。</p> <p>さらに、指定等法人は、毎事業年度の事業計画書及び収支予算書を当該事業年度の開始前に厚生労働大臣に提出し、毎事業年度の事業報告書、収支決算書、財産目録及び貸借対照表を作成し、当該事業年度経過後三ヶ月以内に厚生労働大臣に提出しなければならないと、それらの各書類を審査し、実施主体としての適格性を判断している。</p>
<p>評価結果の総括 （現状分析（事務・事業の評価）と今後の方向性）</p>	<p>身体障害者補助犬の認定事務は適切に行われていると判断される。</p> <p>また、本認定事務は、身体障害者補助犬の育成及びこれを使用する身体障害者の施設等の利用の円滑化を図り、もって身体障害者の自立及び社会参加の促進に寄与しているものである。</p> <p>なお、身体障害者補助犬に関する制度については一層の周知が必要である。</p>
<p>備考</p>	

別紙

合計 7 法人

- ・ 社会福祉法人 6 法人
- ・ 公益財団法人 1 法人

法人名	指定等の時期	連絡先 (TEL)	料金等・積算根拠
社会福祉法人 (6 法人)			
社会福祉法人横浜市 リハビリテーション 事業団	平成 15 年 6 月 (介助犬・聴導 犬)	045-473-0666	【補助犬認定審査料】 52,500 円 【積算根拠】 人件費 (20,000 円) + 物件費 (32,500 円) = 52,500 円
社会福祉法人兵庫県 社会福祉事業団	平成 15 年 10 月 (介助犬) 平成 16 年 9 月 (聴導犬)	078-927-2727	【補助犬認定審査料】 50,000 円 【積算根拠】 人件費 (24,000 円) + 物件費 (26,000 円) = 50,000 円
社会福祉法人 日本聴導犬協会	平成 16 年 1 月 (介助犬・聴導 犬)	0265-85-4615	【補助犬認定審査料】 100,000 円 【積算根拠】 人件費 (99,000 円) + 物件費 (1,000 円) = 100,000 円
社会福祉法人 名古屋市総合リハビ リテーション事業団	平成 16 年 7 月 (介助犬・聴導 犬)	052-835-3811	【補助犬認定審査料】 50,000 円 【積算根拠】 人件費 (33,000 円) + 物件費 (17,000 円) = 50,000 円
社会福祉法人 日本介助犬福祉協会	平成 18 年 3 月 (介助犬)	0555-62-1835	【補助犬認定審査料】 80,000 円 【積算根拠】 人件費 (70,000 円) + 物件費 (10,000 円) = 80,000 円
社会福祉法人 千葉県身体障害者福 祉事業団	平成 19 年 9 月 (介助犬)	043-291-1831	【補助犬認定審査料】 70,000 円 【積算根拠】 人件費 (60,780 円) + 物件費 (9,220 円) = 70,000 円
公益財団法人 (1 法人)			
公益財団法人 日本補助犬協会	平成 22 年 9 月 (介助犬・聴導 犬)	045-951-9221	【補助犬認定審査料】 50,000 円 【積算根拠】 人件費 (0 円) + 物件費 (50,000 円) = 50,000 円